

開建高等学校新築工事に伴う建設発生土からの砒素の検出について

令和3年7月から元洛陽工業高等学校敷地において着工している開建高等学校(以下「開建高校」という。)施設の新築工事において、建設発生土(建築基礎工事に伴い取り除く土砂)を、建設業者が、大津市内の処分場で処分するに当たり、同市の「土砂等による土地の埋立て等の規制に関する条例」(以下「土砂条例」という。)に基づく土壌調査を行ったところ、基準値を超える砒素が検出されましたので、御報告いたします。

1 経過

- (1) 本工事に向けて、平成29年度に土壌汚染対策法(以下「土対法」という。)に基づき、土壌汚染状況調査(以下「前回調査」という。)を行いました。前回調査では、全216区画(1区画:10m×10m(10m格子))での調査のうち、35区画において、砒素等4物質について、特定有害物質の基準不適合が確認され、環境政策局から同法に基づく区域指定^{*1}を受けました。

それに伴い、令和元年11月～令和2年8月にかけて、該当区画の不適合土壌の除却等の対策^{*2}を行い、令和2年9月に環境政策局から区域指定を解除されました。

※1 16区画が要措置区域、16区画が形質変更時要届出区域、3区画は要措置区域及び形質変更時要届出区域に指定。

※2 対策深度 1.0～1.5m:27区画, 1.55m:1区画, 2.0～2.5m:5区画,
2.75m:1区画, 3.5m:1区画

- (2) その上で、本年5月市会で議決いただいた本工事を進め、建設発生土を処分する手続きとして、新校舎(校舎棟及び体育館棟)を建設する範囲において、上記(1)の土対法の措置とは別に、処分予定地が所在する大津市の土砂条例に基づいて、本年7月に土壌調査を実施しました。

- (3) その結果、土砂条例に定める特定有害物質28項目のうち、土壌溶出量基準値を超える砒素が新たに検出されたため、処分方法の検討に向け、不適合土壌の量を確認する調査(以下「詳細調査」という。)を実施しました。

※土対法、土砂条例に基づく調査及び詳細調査の範囲等については、別紙のとおり。

2 調査の結果

- (1) 詳細調査の結果、次のとおり、調査対象の広範にわたり、砒素の基準不適合が確認されました。

【詳細調査^{*1}の結果(砒素の土壌溶出量試験)】

ア 校舎棟 最大0.035mg/L(基準値^{*2}の3.5倍), 50区画中全区画から検出

イ 体育館棟 最大0.042mg/L(「」の4.2倍), 30区画中26区画から検出

※1 棟ごとに10m格子単位に区分し、区分ごとに搬出土壤の深さ(地下2m)を検査

※2 土壌溶出量基準値とは、土壤に含まれる有害物質が溶け出した地下水を70年間毎日、2リットルずつ飲み続けても健康への影響が出ないと判断される濃度の基準

- (2) 上記1(1)での前回調査に基づく対策を行ったうえで、今回、詳細調査において、広範にわたり砒素が検出された正確な原因を突き止めるには至っておりませんが、前回調査では、土対法上、浅い深度（表層部から地下1m程度の地点）における調査のみで足りる区画もあったところ、詳細調査では、建築基礎工事による掘削を行う地下2mまで調査が必要であったため、未調査の深度の土壌に基準値を超える砒素が存在していた可能性が推測されます。

3 不適合土壌の処分等に係る工期延長と工事費の増額について

- (1) 不適合土壌の処分に万全を期すため、本工事における建設発生土は、汚染土壌専用の浄化処理施設で処分を行います。
- (2) 追加で詳細調査を実施したことや不適合土壌の処分に時間を要するため、新校舎の完成は当初予定の令和5年1月末から同年5月末まで4箇月程度遅れる見込みです。
- (3) 今後、建築基礎工事を進める中で、工事費増額に係る不適合土壌処分の数量を踏まえ必要経費を確定したうえで、令和4年5月市会にて契約変更の提案を行う予定です。
- (4) なお、今後実施する外構工事及びグラウンド工事においても、建設発生土から不適合土壌が検出された場合は、別途処分費用等が発生する可能性があります。

4 開建高校について

上記3(2)の工期延長を踏まえ、

- (1) 開校時期（令和5年4月）は変更しませんが、開校時には暫定的に現塔南高等学校校舎を拠点として教育活動を実施します。
- (2) また、新校舎への移転を、令和5年夏頃に実施することを念頭に、教育活動への影響を最低限に留めるよう、今後、具体的な移転計画について、検討を進めます。

参考 今後のスケジュール（予定）

令和5年	4月	開校
	5月	新校舎竣工
	夏頃	移転

別紙 新校舎施設配置図と土壌調査の範囲

